

## 議案第35号

### 鳥取県公債管理特別会計条例の設定について

次のとおり鳥取県公債管理特別会計条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県公債管理特別会計条例

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、公債費の経理を明確にするため、特別会計を設置する。

（歳入及び歳出）

第2条 この会計においては、一般会計及び鳥取県減債基金（鳥取県減債基金条例（昭和54年鳥取県条例第1号）第2条の規定により設置

されたものをいう。以下「基金」という。)からの繰入金、県債並びに附属諸収入をもってその歳入とし、県債の償還金及び利子、基金への積立金その他の諸支出をもってその歳出とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(鳥取県減債基金条例の一部改正)

- 2 鳥取県減債基金条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。)を加える。

改 正 後	改 正 前
(積立て) 第3条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算及び <u>公債管理特別会計歳入歳出予算(鳥取県公債管理特別会計条例</u> <u>(平成18年鳥取県条例第 号)第1条の規定により設置さ</u> <u>れる特別会計に係る歳入歳出予算をいう。)</u> に定める額とする。	(積立て) 第3条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定 める額とする。

(処分)

第7条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを処分することができる。

(1)～(4) 略

(5) 満期において元金を一括して償還する方法により発行した県債の償還の財源に充てるとき。

(処分)

第7条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを処分することができる。

(1)～(4) 略